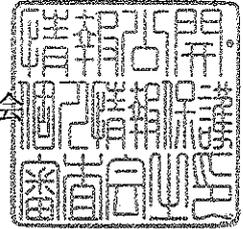


特定非営利活動法人 情報公開市民センター  
理事長 新海 聡 様

情報公開・個人情報保護審査会



理由説明書の写しの送付及び意見書又は資料の提出について（通知）

下記1の諮問事件について、別添のとおり、当審査会に諮問庁から提出された理由説明書の写しを送付します。

また、あなたは、下記1の諮問事件について、情報公開・個人情報保護審査会設置法第11条の規定に基づき、当審査会に対し、意見書又は資料を提出することができますが、当審査会において、下記2のとおり提出期限を定めたので、通知します。

記

1 諮問事件

諮問番号：令和元年（行情）諮問第91号

事件名：「平成25年度 準備及び結果に関する文書6」につづられている文書等の不開示決定に関する件

2 意見書又は資料の提出期限等

① 提出期限

令和元年7月16日（火）

② 提出方法

任意の様式により作成した書面を、持参するか、郵送又はファックスで情報公開・個人情報保護審査会事務局に提出してください。

また、提出された意見書又は資料は、情報公開・個人情報保護審査会設置法第13条第1項の規定による送付をし、又は同条第2項の規定による閲覧をさせることがあり得ますので、その適否についてのあなたのお考えを、別紙「提出する意見書又は資料の取扱いについて」に記入し、意見書又は資料に添付してください。

なお、別紙において、諮問庁に対し、送付をし、又は閲覧をさせることにつき「差支えがない」旨の回答のあった意見書又は資料については、

調査審議の効率化，争点の明確化等の観点から，特段の事情のない限り，  
諮問庁に対し，その写しを送付することとしますので，御了承願います。

連絡先：総務省情報公開・個人情報保護審査会事務局  
〒100-0014

東京都千代田区永田町1-11-39

永田町合同庁舎4階

TEL 03-5501-1720

FAX 03-3502-7350

## 提出する意見書又は資料の取扱いについて

情報公開・個人情報保護審査会 御中

令和元年 月 日

(氏 名)

---

この度情報公開・個人情報保護審査会に提出する意見書又は資料を、諮問庁に対し、情報公開・個人情報保護審査会設置法第13条第1項の規定による送付をし、又は同条第2項の規定による閲覧をさせることは、

- 差支えがない。
- 相当ではない。

(相当ではない理由)

[ ]

諮問庁：法務省

## 理由説明書

## 第1 本件経緯

- 1 審査請求人は、法務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）に対し、平成29年7月11日付け（受領同月12日）で、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第4条第1項の規定に基づき、請求する行政文書の名称等を「法務省刑事局国際課が保有する、『平成25年度 準備及び結果に関する文書6』」、「法務省刑事局国際課が保有する、『平成26年度 金融作業部会関係（FATF）』」、「法務省刑事局国際課が保有する、『平成27年度 金融作業部会関係』」、「法務省刑事局国際課が保有する、『平成28年度 金融作業部会関係』」及び「法務省刑事局国際課が保有する、『平成29年度 金融作業部会関係』」として、行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 本件開示請求に対し、処分庁は、本件開示請求に係る対象文書を特定し、そのうち、平成29年9月11日付けで、「FATF 6月会合（ロジ関係）の一部（2013年）」、「FATF 10月会合（ロジ関係）の一部（2014年）」、「FATF 6月会合（ロジ関係）の一部（2015年）」、「FATF 6月会合（ロジ関係）の一部（2016年）」、「2017年経済協力開発機構第Ⅱ部予算分担金について（通知）」、「FATF FinTech and RegTech Forum」、「FATF 6月会合（役割分担表）」、「FATF 6月会合（ロジ関係）（2017年）」及び「FATF 代表団リスト」について、同年12月27日付けで、「平成25年度 準備及び結果に関する文書6」に綴られている文書、「平成26年度 金融作業部会関係（FATF）」に綴られている文書、「平成27年度 金融作業部会関係」に綴られている文書、「平成28年度 金融作業部会関係」に綴られている文書及び「平成29年度 金融作業部会関係」に綴られている文書について、それぞれ一部開示決定を行った（以下「本件開示決定」という。）。

また、本件開示決定を行った以外の対象文書については、公にすることにより、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの、国の機関等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるものであり、法第5条第3号及び第5号に該当することから、法第9条第2項の規定に基づき、不開示決定（平成29年12月27日付け法務省刑国第608号。以下「当初処分」という。）をした。
- 3 当初処分に対し、審査請求人から、平成30年3月26日付け（受領同月27日）で、「開示した場合に予想される支障について、情報公開法5条3号及び5号の文言を記載しただけで、具体的にどの文書を開示した場合にどのような支障があるかについて述べていない。このように、不開示

対象となる文書の特定がなされていない以上、内容不特定な処分であり、違法である。」「なぜ該当文書の公開が情報公開法5条3号及び5号の支障発生の根拠となるか説明されておらず、違法である。」との理由から、当初処分を取り消すとの決定を求める審査請求がなされた。

- 4 上記審査請求に対し、諮問庁は、対象文書のうち不開示とした文書については、文書名を含む具体的な内容について公にすることにより、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの、国の機関等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるものであり、法第5条第3号及び第5号に該当するため、当初処分は妥当であるとして、平成30年4月24日付け法務省刑国第211号「諮問書」により、情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して諮問した。
- 5 上記審査請求について、審査会から、平成30年12月11日付け（平成30年度（行情）答申第346号）答申書において、本件開示決定を行った以外の対象文書につき、その全部を不開示とした決定については、理由の提示に不備があり、取り消すべきであるとされた。
- 6 同趣旨の理由から、諮問庁は、平成31年2月7日付け法務省刑国第135号の「裁決書」により、当初処分の取消しを行ったことから、改めて、平成31年2月15日付け法務省刑国第158号「行政文書不開示決定通知書」により、本件開示決定を行った文書以外の同通知書別紙に掲げる文書については、法第5条第3号、第5号又はその両方に該当するものとして、不開示決定をした（以下「原処分」という。）。

本件は、この原処分に対し、令和元年5月16日付け（受領同月17日）で審査請求がなされたものである。

## 第2 諮問庁の判断及び理由

### 1 諮問の要旨

審査請求人は、原処分に対し、FATF（Financial Action Task Force、金融活動作業部会）やその加盟国等はホームページ等で情報公開を行っているほか、各省庁ホームページにもFATF関連情報が掲載され、既に多くの情報が公にされており、本件文書についてのみ法第5条第3号及び第5号に該当するという合理的な説明がないこと、FATF加盟国が会合資料を対外的に公表しないことを求められているとする根拠が示されていないこと、既に終わった協議に関するものであり、率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれはないことから、本件各文書は法第5条第3号及び第5号に該当せず、違法である旨、主張し、原処分を取り消すことを求めているところ、諮問庁においては、原処分を維持することが妥当であると認めたので、以下のとおり理由を述べる。

### 2 不開示情報の該当性について

本件開示請求に係る「FATF」とは、マネー・ローンダリング対策及

びテロ資金対策における国際協調を推進するために、1989年のG7アルシュ・サミットにおいて設立された政府間会合であり、FATF勧告の策定や見直しのほか、加盟国におけるFATF勧告の遵守状況の監視（相互審査）等を行っている。

審査請求人は、FATF等のホームページで既に多くの情報が公にされており、原処分で不開示とされた文書のみが法第5条第3号又は第5号に該当するという合理的な説明がないこと、また、FATF加盟国が会合資料を対外的に公表しないことを求められているとする根拠が示されていないことから、原処分は違法である旨主張する。

本件開示請求の対象文書は前記第1の1のとおりであるところ、これらの文書は、一部についてはホームページ等において公表されているものの、その多くは公表されておらず、性質上、対外的に用いることが想定されていないものである。すなわち、対象文書のうち不開示とした文書は、会合文書、会合文書に関連して我が国において作成された文書、他の加盟国等との協議等に係る文書等であり、まず、FATF事務局等により作成された会合文書は、“For Official Use”と明記されている。つまり、加盟国は当該文書を対外的に公表しないことを求められているのであり、それ故に、対外非公表を前提として記載された加盟国のマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策に係る情報を含む。また、会合文書に関連して我が国において作成された文書は、対外的に非公表となる会合文書に係る我が国の対応方針、当該方針の策定等に向けた関係省庁間の検討等の情報を含んでいるほか、他の加盟国等との協議等に係る文書等も、対外非公表を前提とした加盟国等における同分野の専門家等による率直な意見交換や、FATF事務局等による作成段階の文書、省庁間における未成熟な段階の議論等を内容とする文書である。

よって、これらは、公にすることにより、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの、国の機関等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある情報であり、法第5条第3号、第5号又はその両方に該当するものである。

また、審査請求人は、原処分に対し、既に終わった協議に関する文書を公表しても、率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれはなく、法第5条第3号及び第5号に該当しないことから、本件処分は違法である旨主張する。

この点、不開示にした文書は、過去に行われた協議に関するものであっても、現在実施中の日本を含む各国の第4次相互審査に関する議論や、加盟国におけるマネー・ローンダリング対策やテロ資金対策に係る情報等、継続中の交渉や施策についての内容を含んでおり、これらが公になることにより、国際枠組みにおける議論の動向や他国の関心事項が明らかとなり、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれや交渉上不利益を被る

おそれがあるほか、省庁間における未成熟な段階の議論が明らかになり、省庁間における率直な意見交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれて今後の第4次相互審査に向けた政策調整を阻害するおそれ、不当に国民の間に混乱を生じるおそれがあるため、法第5条第3号、第5号又はその両方に該当する文書である。よって、これらを不開示とした原処分は、法の趣旨に反するものではない。

### 第3 結論

以上のとおり、不開示とした文書については、公にすることにより、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの、国の機関等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある情報であり、法第5条第3号、第5号又はその両方に該当するため、原処分は妥当である。